

資料18

キューセツ AQUA 株式会社／キューセツ荒尾無線クラブ

平成25年7月2日締結

災害時における支援に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社九州設備公社(以下「乙」という。)及び荒尾事業所で設立したキューセツ荒尾無線クラブ(以下「丙」という。)は、荒尾市内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「大規模災害時」という。)における支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、大規模災害時において甲が乙及び丙に支援協力を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする災害)

第 2 条 この協定の対象とする大規模災害とは、地震、風水害、武力攻撃その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

(支援の内容)

第 3 条 この協定に定める支援の内容は、大規模災害時において甲の要請により、丙がアマチュア無線を活用し、電波法第 52 条の 4 で規定する非常通信を実施し、被害情報の収集及び災害情報の発信を行う。この際、乙が支援するアマチュア無線クラブのネットワークの活用を行う。

2 乙及び丙がアマチュア無線により得た災害情報はとりまとめを行い、甲の災害対策本部へ報告する。

(情報の提供)

第 4 条 乙及び丙は、甲から要請がなくても必要と思われる災害情報については、甲に提供することができるものとする。

(情報の守秘義務)

第 5 条 乙及び丙は、地方公務員法第 34 条の規定に準じ、この協定の業務による知り得た災害情報等を他人に漏らしてはならない。

(連絡窓口)

第 6 条 この協定の業務に関する窓口は、甲の市民環境部くらしいきいき課及び丙のキューセツ荒尾無線クラブとする。

(協定事項の発効)

第 7 条 この協定に定める大規模災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、丙に対して要請を行ったときをもって発効する。

(支援の要請及び報告)

第 8 条 甲は、大規模災害時において支援の必要があると認めるときは、丙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙及び丙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(情報交換)

第 9 条 甲と乙及び丙は、平常時から相互の連絡体制及びその他この協定の業務についての情報交換を行い、大規模災害時に備えるものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲が乙に対して委託する荒尾市浄水センター等運転管理業務委託期間と同様とする。

この協定の成立を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

資料19

ヤフー株式会社

平成25年12月4日締結

災害に係る情報発信等に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)及びヤフー株式会社(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 荒尾市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風等その他の災害に備え、甲が市民及び通勤、通学、観光等により市内に滞在する者に対し必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

(本協定における取組み)

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、指定避難所の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、避難勧告等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の被害情報、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に提供するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ(以下「災害ブログ」という。)にアクセスするためのウェブリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口なる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に

連絡するものとする。

- 3 第 1 項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

- 第 3 条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知)

- 第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならない。

(本協定の公表)

- 第 5 条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

- 第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

- 第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

避難所施設利用に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校(以下「乙」という。)との間において、災害時における甲の避難所として乙の避難に関し協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、甲が乙の体育館等(以下「体育館等」という。)を災害時における甲の避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難場所の指定)

第2条 甲は、災害時における避難所として、体育館等の施設を指定し、地域住民に周知するものとする。

2 前項に定める避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

- (1) 第1体育館
- (2) 第2体育館
- (3) 武道場
- (4) 第2野外便所

(避難場所の開設)

第3条 甲は、災害時において避難所を開設する必要がある場合は、乙に対してその旨を連絡するものとする。

2 甲及び乙は、夜間、休日を問わず避難所を速やかに開設できるよう、体育館等の鍵の管理等について、あらかじめ定めておくものとする。

(避難所の運営)

第4条 避難所の運営は、甲の責任において行うものとする。

2 甲は、乙の業務に支障が出る場合は、避難所の使用を中止する。

(費用負担等)

第5条 甲は、避難所の施設運営に係る費用を負担する。

2 乙は甲に対し、避難所の使用料は徴しない。

(開設期間)

第6条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙に申し出るものとする。

(原状復旧)

第7条 甲は、避難所の使用に際し損害等を及ぼしたときは、その責任と負担において現状に復するものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間については、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙からの契約の申出がないときは、引き続き1年間効力を有するものとし、以後同様とする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれの記名押印の上各1通を保有するものとする。

覚 書

大牟田市(以下「甲」という。)及び荒尾市(以下「乙」という。)と独立行政法人国立高等専門学校機構有明工業高等専門学校(以下「丙」という。)との間において、災害時における甲及び乙の避難所として丙の施設に関し締結した「避難所施設利用に関する協定書」に関して次のとおり定める。

記

第2条第2項関係

避難所して開放する施設は以下のとし詳細は別紙1及び2のとおりとする。

(1) 第1体育館

体育室、便所、更衣室、トレーニングルーム、ミーティングルーム

(2) 第2体育館

体育室、便所

(3) 武道場

剣道場、柔道場

(4) 第2屋外便所

第3条第1項関係

1 避難所開設については、原則甲から要請するものとし、連絡先は下記のとおりとする。

(1) 平 常 時 有明工業高等専門学校総務課総務係

(2) 夜間・休日 第1優先 門衛所 第2優先 総務課総務係

2 丙は、人事異動等で連絡先が変更になった場合は、甲及び乙に速やかに連絡しなければならない。

第3条第2項関係

夜間・休日における避難所の鍵は、兵の門衛所において管理する。

第4条第1項関係

運営に必要な人員の手配、物資の供給等は甲乙協議のうえ速やかに決定する。

第6条関係

甲及び乙は、他の避難場所へ移動可能な場合は速やかに丙の避難所を閉鎖する。

第7条関係

原状復帰の費用は、全費用を甲及び乙の避難者数で案文し、甲乙それぞれで負担する。

災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と公益社団法人熊本県トラック協会(以下「乙」という。)は、地震その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における(以下「災害時」という。)物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。なお、この協定の締結にあたり、荒尾・玉名地域の防災・危機管理等の業務を行う熊本県県北広域本部玉名地域振興局を立会人とする。

(目的)

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(災害の対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 荒尾市地域防災計画に基づき、荒尾市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急処理事態に係る被災
- (3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

(協力要請)

第3条 甲は、災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、運送事業者通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書(様式第1号)をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

3 乙は、前項からの協力要請を受けて、乙の構成員(以下「会員」という。)であり、荒尾・玉名地域に事業所を有する会員で構成する熊本県トラック協会玉名支部(以下「玉名支部」という。)に対して物資等の緊急輸送を文書(様式1の2号)により速やかに通知するものとする。

ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに玉名支部に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口(担当者)及び電話番号等については、甲乙双方が別表1の様式により状況について、事前に調整し連絡すること。

(業務の内容)

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務

(業務報告)

第5条 玉名支部は、第3条の規定により第4条の業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに文書(様式第2の2号)により乙に対し業務実施内容を報告するものとする。報告を受けた乙は、その業務実施内容を速やかに文書(様式第2号)により甲に対し報告する。

(事故等)

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

- 2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書(様式第3号)により報告しなければならない。

(費用の負担)

第7条 第3条の規定による甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用である第4条第1号から第3号までに規定する運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額については、甲が負担する。

- 2 前項の費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則(平成2年運輸省令第33号)第2条の2の規定により、運送事業者が届け出た運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。

- 3 第4条第4号の物流専門家の派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送に係る請求(様式第4号の1及び様式第4号の2)により甲に請求し、甲は、運送事業者の請求(様式第5号)に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

(補償)

第9条 甲は、第3条の規定による甲からの要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)、その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては荒尾市くらしいき課長、乙においては、公益社団法人熊本県トラック協会事務局長とする。

(協議)

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は平成26年9月29日からその効力を有するものとし、甲乙双方、あるいは甲又は乙のいずれか一方からの文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲・乙・立会人各々が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

《様式》 省略

様式第1号	災害時における物資等の緊急輸送の業務への協力要請について
様式第1の2号	災害時における物資等の緊急輸送業務の要請について
様式第2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第2の2号	災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について
様式第3号	傷病・死亡者の状況
様式第4号の1	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求について(ご連絡)
様式第4号の2	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る一覧表
様式第5号	災害発生時における物資等の緊急輸送に係る請求書

資料22

株式会社フレッシュ・ウォーター三池

平成27年7月14日締結

非常時等における相互協力に関する協定書

荒尾市企業局(以下「甲」という。)と株式会社フレッシュ・ウォーター三池(以下「乙」という。)は、自然災害または水質事故などを含む非常時(以下「非常事態」という。)が発生し、甲または乙の水道事業に影響が発生する可能性がある場合において、非常事態による影響を最小限に留めるための相互応援に関して、この協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(協力内容)

第1条 協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 応援復旧の実施
- (3) 応急給水と資機材の支援
- (4) 浄水の相互融通
- (5) その他必要な協力内容として、甲乙合意したもの

(協力要請)

第2条 非常事態及び非常事態となるおそれのある場合において前条の協力要請をするときは、次に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は口頭等により養成を行い、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 非常事態の状況及び協力要請の理由
- (2) 必要とする協力の内容および期間
- (3) その他必要な事項

(協力の諾否)

第3条 甲または乙が、第2条に基づき協力要請を受けた場合は、可能な協力の範囲及び内容を速やかに相手側に通知する。

(費用負担)

第4条 協力を要した費用は、協力を受けたものの負担とする。その負担額はかかる協力内容の市場価格を斟酌し、甲乙間の協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制および協力資機材等の把握)

第5条 甲および乙は、相互協力の円滑な実施及び非常時に必要な物資並びに資材の相互融通を図るため、次の事項について正確に把握し、相互に定期的に確認するものとする。

(1)連絡担当課の責任者及び副責任者

(2)非常事態等における応援可能資機材等の備蓄及び整備状況

(3)浄水の相互融通の方法

(有効期間)

第6条 本協は、締結の日から1年間有効とし、期間満了の1ヶ月前までに何れかの当事者からも特段の意思表示がない場合、この協定は更新したものとし、以降も同様とする。

(その他)

第7条 本協定の実施に関して必要な事項、及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、有明圏域定住自立圏内の市町(以下「圏域内市町」という。)に災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、圏域内市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、圏域内市町が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町の長は、圏域内市町の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援を受けた被災市町の長は、応援を実施した圏域内市町の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた圏域内市町の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町の長からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた圏域内市町の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする圏域内市町の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町の長に連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した費用は、応援を受けた圏域内市町で負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた被災市町の求めにより応援した圏域内市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係圏域内市町間で協議して定める。

(情報の交換等)

第7条 圏域内市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書6通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

資料24

社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会

平成28年2月25日締結

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、荒尾市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合において、荒尾市内でボランティア活動を行う団体、個人を支援する災害ボランティアセンター(以下「センター」という。)の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(センター等の設置)

- 第1条 甲は乙と協議し、センターの設置が必要であると判断したときは、乙にセンターの設置を要請し、乙は、その要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。
- 2 乙は著しく被害を受けた地域に、センターの現地事務所を設置する必要があると認められるときは、甲に現地事務所の設置を要請することができる。
- 3 甲は、乙から前項に規定する要請があったときは、速やかに現地事務所の設置場所を検討し、乙に提供するものとする。

(センターの設置場所)

- 第2条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち救援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲は、これに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

(センターの運営)

- 第3条 センターの運営は、乙が行うものとする。
- 2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙は、確保した人員では不足すると判断した場合は、甲と協議し、その補充に努める。

(センターの業務)

- 第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
- (1)災害ボランティアの受付
 - (2)災害ボランティアニーズの需給調整等
 - (3)災害ボランティア活動の情報発信及び受信
 - (4)災害ボランティア活動に必要な物品の調達
 - (5)荒尾市災害対策本部との連絡調整
 - (6)その他災害ボランティア活動に必要な業務

(被災状況等の連携)

- 第5条 甲は、乙が被災状況等の情報提供を求めた場合は、法令等により開示できないものを除き、情報提供を行うものとする。
- 2 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(資機材等の確保)

第6条 甲及び乙は、センターの運営及びボランティア活動等に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第7条 センターの運営に関して次に掲げる費用については、甲の負担とする。ただし、法令その他別段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

(1)資機材等の購入に要する費用

(2)ボランティア活動保険の保険料

(3)その他甲がセンターの運営に特に必要と認める費用

2 前項の費用について、甲以外の関係機関等からの助成や現物給付等を受けることができる場合は、同項の規定にかかわらずこれを充当するものとし、その額を差し引いた費用について甲が負担するものとする。

(センターの閉鎖)

第8条 センターの閉鎖は、被災地域の復旧状況等を勘案して、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から1年とし、有効期間満了日までに双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、この協定は更新したものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

災害時における放送要請に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社有明ねっこむ(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における甲から乙に対する放送要請に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第57条及び災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第22条の規定に基づき、甲が乙に対し放送を行うことを求めるときの必要な手続きを定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「災害」とは、甲の市域において発生した法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「災害放送」とは、乙が、甲の要請に基づき、他の放送に優先して行う、臨時の放送をいう。
- (3) 「緊急割込放送」とは、甲の主体的な判断に基づき、甲が放送中の番組に割り込んで行う緊急放送をいう。

(放送の要請)

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し、放送を要請することができる。

(要請の手続)

第4条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 希望する放送日時
 - (4) その他必要な事項
- 2 乙は、甲から災害放送の要請を受けたときは、業務上の支障、その他やむを得ない事由がない限り、災害放送を行うものとする。
- 3 乙は、甲が要請書によって災害放送を依頼したときは、その趣旨を変更せず放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

(放送の実施)

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関し、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

- 2 甲は、乙の放送局の職員が不在のとき、災害発生状況や避難情報などの周知のため、緊急的に放送することが必要と判断したときは、乙の運営する放送局の編成権を尊重し、緊急割込放送を行うものとする。
- 3 第2条第3号及び前項に定める緊急割込放送を行う事項については、甲乙協議の上、別に定める。
- 4 甲は、緊急割込放送を行ったときは、その内容を速やかに文書により乙に報告するものとする。緊急割込放送の実施に伴う社会的影響については、甲の責任とする。
- 5 甲は、乙から提供する緊急割込放送に係る手順書等について、その重要性を認識し、機密情報として取り扱うものとする。また、甲は、乙に対し、その手順書等の機密保持について誓約書を提出するものとする。

（連絡責任者）

- 第6条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。
- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 災害放送の実施に当たり乙が必要とする費用の負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（臨時災害放送局）

- 第8条 大規模災害が発生し、甲が、臨時災害放送局の開設をするため、当該放送局免許を取得したときは、甲は当該放送局の維持管理に関する業務を乙に委託するものとする。当該業務に必要となる費用は、甲が乙に対し支払うものとし、その額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の期間）

- 第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからでも、解約その他の申し出がないときは、本協定を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

- 第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

資料26

荒尾市建設業協会(一部変更)

平成28年11月4日締結

災害発生時における支援活動に関する協定の一部変更協定書

平成23年8月18日付けで荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市建設業協会(以下「乙」という。)との間に締結した災害発生時における支援活動に関する協定(以下「原協定」という。)の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

原協定の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

災害発生時における支援活動に関する協定書(土地改良施設等)

第4条第1項第3号をつぎのように改める。

(3)道路、河川等の応急復旧工事を行う。

第4条第1項に次の1号を加える。

(4)土地改良施設等(農地、農業用施設、農村振興局所管の農地保全に係る海岸及び地すべり防止施設をいう。)の応急復旧工事を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を所持する。

災害発生時における相互協力に関する協定

荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市内郵便局(以下「乙」という。)は、荒尾市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、荒尾市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請するものとする。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付並びにこれらを実行するための必要な事項（被災者に対するお客さま確認シート(配達先届)又は転居届の配布、回収を含む。）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力要請した者が負担するものとする。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協

議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 荒尾市市民環境部 くらしいきいき課長

乙 日本郵便株式会社 荒尾緑ヶ丘郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、それ以降も同様とする。

(協定書の作成)

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

附 則

平成11年6月29日に締結した「災害時における荒尾市、荒尾市内郵便局間の相互協力に関する覚書」については、この協定の締結をもって、その効力を失う。

(別表)

郵便局一覧(別表)

通番	局名	住所	電話番号
1	荒尾緑ヶ丘郵便局	荒尾市緑ヶ丘二丁目3-1	66-1705
2	荒尾新生郵便局	荒尾市増永2000-8	62-1706
3	荒尾桜山郵便局	荒尾市桜山町三丁目11-15	68-0842
4	荒尾四ツ山郵便局	荒尾市四ツ山町三丁目7-34	62-1703
5	荒尾倉掛郵便局	荒尾市下井手193-38	66-1702
6	荒尾打越郵便局	荒尾市荒尾711-4	62-1701
7	荒尾万田郵便局	荒尾市万田537-6	62-1707
8	府本郵便局	荒尾市八幡台二丁目9-5	68-0042
9	荒尾郵便局	荒尾市大正町二丁目1-11	63-0042

災害時における復旧支援協力に関する協定

荒尾市企業局(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管理業協会(以下「乙」という。)とは、自身等の災害により甲の管理する下水道管路施設が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(復旧支援協力)

第2条 甲は、乙に対して災害等により被災した下水道管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1)被災した下水道管路施設の被害調査、応急復旧のために必要な業務
- (2)その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は荒尾市企業局総務課、乙の連絡窓口を公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部とする。
- 3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出ものとする。
- 4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用については、甲乙協議のうえ決定することとし、当該費用については甲が負担するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

- 2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第5条 甲は、下水道管理施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を PDF 等の電子データとして、乙に提供するものとする。

- 2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。
- 3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

- 2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。
- 3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

- 2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と株式会社ゼンリン(以下「乙」という。)とは、災害時において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

(目 的)

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の2に基づく災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

(定 義)

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、荒尾市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、荒尾市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

(地図製品等の供給の要請等)

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書(以下「要請書」という。)を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

資料30

熊本県立岱志高等学校
平成30年10月31日締結

災害発生時における学校施設の受援対応施設利用に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と熊本県立岱志高等学校(以下「乙」という。)とは、災害発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する、他地域からの支援が行われた場合の受援対応施設(以下「受援対応施設」という。)としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用するうえでの基本的事項を定めることを目的とする。

(覚書の締結)

第2条 甲は、乙の学校施設を受援対応施設として利用することについて乙と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1)災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う受援対応施設運営に関するマニュアル等(以下「マニュアル」という。)の整備に関する事項
- (2)他機関との連携に係る事項
- (3)利用できる施設の範囲に係る事項
- (4)甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (5)甲が実施する受援対応施設開設等訓練及び研修に係る事項
- (6)第7条に規定する教育活動への配慮に係る事項
- (7)第8条第2項に規定する損害賠償及び第9条に規定する費用負担に係る事項
- (8)その他必要な事項

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、地震、風水害その他の原因により甚大な被害を及ぼす災害とする。

(支援の範囲及び受援対応施設指定)

第4条 乙は、災害発生時において甲から要請があった場合は学校施設を受援対応施設として甲に利用させることができる。

2 甲は、次に掲げる施設を受援対応施設として指定するものとする。

- (1) 施設名称 熊本県立岱志高等学校
- (2) 所在地 熊本県荒尾市荒尾2620番地1

3 甲が利用する施設は、原則として第二体育館及び第二体育館横駐車場とする。ただし、災害の規模及び物的支援の状況によっては、甲、乙協議のうえ、その他の施設についても乙は甲に対し支援するものとする。

(支援の要請、使用許可)

第5条 甲は、災害発生時において支援の必要があると認めるときは、乙に対し、前条に掲げる施設を受援対応施設として使用することを要請することができる。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

2 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を受援対応施設として利用する場合は、乙が地方自治法第238条の4第7項の規程により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を乙に速やかに提出するものとする。

(設置運営)

第6条 受援対応施設の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

2 受援対応施設の設置運営について、乙は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務等の教育活動に支障のない範囲で甲を支援するものとする。

(設置の期間)

第7条 受援対応施設の設置の期間(以下「期間」という。)は、甲が災害対策本部を設置し、乙に要請を行ったときから、概ね一週間とし、甲、乙協議のうえ決定するものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動に支障のないよう配慮するとともに、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(受援対応施設の終了、損害賠償)

第8条 甲は、乙の学校施設の受援対応施設としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第9条 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、乙が行うものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課交通防災係、乙においては熊本県立岱志高等学校教頭とする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び支援についての情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定の定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

災害発生時における学校施設の福祉子ども避難所等利用に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。))と県立荒尾支援学校(以下「乙」という。))とは、災害の発生時において甲が荒尾市地域防災計画に基づき設置する福祉子ども避難所(緊急避難場所を含む。以下「福祉子ども避難所等」という。))としての学校施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

(覚書の締結)

第2条 甲は、乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用することについて乙の校長(以下「校長」という。))と、次に掲げる事項を定めた覚書を締結するものとする。

- (1) 受入対象者及び受入人数の目安に係る事項
- (2) 災害時対応・役割分担、要員の確保、連絡・運営体制、緊急対応に関する意思決定の方法等、甲において行う福祉子ども避難所等設置運営に関するマニュアル等(以下「マニュアル」という。))の整備に係る事項
- (3) 他機関との連携、移送に係る事項
- (4) 利用できる施設の範囲に係る事項
- (5) 次条第4項の規定による物資の備蓄・調達に係る事項
- (6) 甲が実施する施設・設備の整備・調達に係る事項
- (7) 甲が実施する福祉子ども避難所等開設等訓練及び研修に係る事項
- (8) 第4条に規定する教育活動の早期再開への配慮に係る事項
- (9) 第5条第2項に規定する損害賠償及び第6条第2項に規定する費用負担に係る事項
- (10) その他必要な事項

(設置運営)

第3条 福祉子ども避難所等の設置運営に当たっては、甲の責任において行うものとする。

2 福祉子ども避難所等の設置運営について、校長は、甲の要請を受けたときは、授業及び業務に支障のない範囲で甲を支援するものとする。

3 甲は、校長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや福祉子ども避難所等開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に福祉子ども避難所等の運営を担い得るよう努めるものとする。

4 甲は、福祉子ども避難所等の設置運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとする。この場合において、甲が乙の敷地又は施設に物資の備蓄等に必要な施設を設ける場合は、乙に対して、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による目的外使用許可申請書を提出するものとする。

(設置の期間)

第4条 福祉子ども避難所等の設置の期間(以下「期間」という。)は、災害の発生後避難所等を設置した日から7日を経過するまでとする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、校長の認める範囲で期間を延長できるものとする。この場合において、甲は、乙において教育活動が早期に再開できるよう配慮するとともに、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

(福祉子ども避難所等の終了、損害賠償)

第5条 甲は、乙の学校施設の福祉子ども避難所等としての利用を終了する際は、原状に復し、校長の確認を受けるものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、施設・設備が滅失又は毀損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は校長の管理する設備器具等を滅失又は毀損したときも、同様とする。

(使用許可、費用負担)

第6条 この協定に基づき、甲が乙の学校施設を福祉子ども避難所等として利用する場合は、校長は地方自治法第238条の4第7項の規定により目的外使用の許可を行うものとし、使用料は、熊本県財産条例(昭和39年条例第23号)第8条第1号の規定により無償とする。なお、許可申請は、災害時であることを考慮し、電話等の通信手段又は口頭により申請し、後に申請書を校長に速やかに提出するものとする。

2 前項に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、校長が行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結後1年間とし、甲乙いずれから何らの意思表示がない場合は、更に1年間この協定を延長するものとし、その後もこの例による。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定める事項その他福祉子ども避難所等利用に当たって必要な事項について疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては荒尾市市民環境部くらしいきいき課交通防災係、乙においては熊本県立荒尾支援学校教頭とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

資料32

荒尾市職員退職者会
平成31年3月26日締結

避難所運営の応援に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と荒尾市職員退職者会(以下「乙」という。)とは、避難所運営の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が地震、風水害その他の災害及び危機事案が発生し、又は発生するおそれがあるときに開設する避難所の運営に対して、乙から受ける避難所運営の応援(以下「応援」という。)について、必要な事項を定める。

(応援を受ける時期及び時間)

第2条 乙は、甲による避難所運営が72時間を超えた場合において、甲の要請により応援を行うものとする。

2 応援を行う時間は、午前8時から午後6時までの間とし、甲、乙調整の上、決定するものとする。

(応援内容)

第3条 乙は、甲が行う避難所運営の補助として、次に掲げる事項について応援を行うものとする。

- (1) 避難者の受付に関すること。
- (2) 避難所内における避難者の誘導に関すること。
- (3) その他避難所運営に関すること。

(応援人数)

第4条 応援に当たる者の人数(以下「応援人数」という。)は、一避難所当たり、原則2名までとする。この場合において、応援人数及び派遣する避難所については、甲、乙協議の上、調整するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては荒尾市市民環境部くらしいきいき課長、乙にあっては荒尾市職員退職者会事務局長とする。

(応援に当たる者の報告)

第6条 乙の連絡責任者は、応援に当たらせる者が決定次第、甲の連絡責任者に人数及び氏名等を報告するものとする。

(費用)

第7条 応援に係る費用は、無償とする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び避難所の応援についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間(以下「協定期間」という。)は、この協定の締結の日から平成32年(2020年)3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、更に、1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

資料33

生活協同組合くまもと
令和2年3月23日締結

見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)と生活協同組合くまもと(以下「乙」という。)は、乙が実施する荒尾市見守り活動及び災害時における応急生活物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲は乙の協力のもと、地域住民の安否及び異変の早期発見並びに早期対応に向けた見守り活動を行うことにより、誰もが住み慣れた地域で安全・安心して暮らせる地域を実現する事を目的とし、災害時における応急生活物資供給等に関する甲と乙の相互の協力について、必要な事項を定めるものとする。

【見守り活動に関する項目】

(見守り活動の実施等)

第2条 乙は、業務活動の中で地域住民の異変や生活上の支障等に気付いた場合、その情報を甲に連絡するものとする。

2 乙は、道路の異常や不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合、その情報を甲に連絡するものとする。

3 乙は、地域住民の安全保護の上で緊急を要すると判断した場合は、直接消防署及び警察署に通報を行うものとする。

4 乙は、乙の職員又は組合員に対して、この協定の趣旨を周知し、見守り活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

5 甲は、乙からの連絡又は通報を受けたときは、延滞なく、関係機関と連携して必要な対応を行うとともに、その結果を乙に連絡するものとする。

(個人情報の保護)

第3条 乙は、本協定に定める活動を通じて知り得た個人情報に関する事項については、これを他人に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

(免責事項)

第4条 乙は、連絡又は通報に過誤があった場合及び連絡又は通報を行うことができなかった場合であっても、甲からその責任を問われることはないものとする。

【災害時における応急生活物資供給等の協力に関する項目】

(協力の内容)

第5条 甲の管内で災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が災害対策本部を設置し、当該災害対策本部から乙に対して、物資の提供について要請することができ、乙は甲から要請を受けた時は、乙が保有する応急生活物資を、積極的に甲に提供するよう協力に努めるものとし、必要に応じて物資の調達及び安定供給に努めるものとする。

2 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、状況により異なるが、乙が保有する物資とする。

(要請の手続等)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第7条 応急生活物資の運搬は、原則として甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第8条 第5条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 引渡し前に生じた物資の亡失、毀損等は乙の負担とする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、災害時において、住民に対し応急生活物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の生活物資の価格及び供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して住民に対し物価等の生活情報について迅速かつ的確な情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第12条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)その他法令を遵守するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれからも期間満了の一ヶ月前までにこの協定を終了する旨の書面による申し出がない限り、同一内容を一年間継続するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自1通を保有する。

資料34

オーム乳業株式会社
令和2年12月7日締結

災害時における支援に関する協定書

荒尾市(以下「甲」という。)とオーム乳業株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における飲料等の供給支援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において乙が甲に支援協力することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)災害 暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な気象現象による災害をいう。

(2)災害時 災害が発生し、又はそのおそれがある場合をいう。

(支援の内容)

第3条 この協定に定める災害時の支援内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)乙は、甲に対し、乙の本社工場の流通倉庫から調達可能な飲料及び殺菌水の優先的な供給を行う。

(2)乙は、速やかに支援体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通、停電等によりその供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

(連絡窓口)

第4条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲の市民環境部防災安全課及び乙の本社工場とする。

(災害時支援の発動)

第5条 この協定に定める災害時の支援は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(支援の要請及び報告)

第6条 甲は、災害時において支援の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

2 前項の要請は、原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

3 乙は、支援を実施したときは、その支援終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。